

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年7月24日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年7月24日(月) 9:00~10:20

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利(欠席)
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 典雄委員、2番 奥山 利平委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 八丈町農業基本構想の改正(案)について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 佐藤 章敬、篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年7月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1, 130㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●／●●●●
2名による共有名義での所有となります。
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜・イモ類
番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 463㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

番号3① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 1, 326㎡

続いて番号3② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 286㎡

番号3③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 939㎡、3筆合計 2, 551㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 明日葉

番号4① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 830㎡

番号4② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 1, 366㎡

番号4③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 737㎡

番号4④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 1, 569㎡

番号4⑤ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 807㎡

番号4⑥ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 1, 384㎡

番号4⑦ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 2, 015㎡ 7筆合計 8, 708㎡

権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー、野菜、イモ類

ここで補足ですが、番号4⑤、⑥農地においては、今年の7月31日まで利用権設定が結ばれております。その為、この後議案を審議いただき、本日許可がでたとしても、この2筆に関しては、利用権が完了した8月1日をもって許可といたしますこと、ご了承ください。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地については●●●●さん、●●●●さん2名の共有名義での所有権移転の案件となります。●●●●さんと●●●●さんは親子関係にあたり、お二人とも自営の仕事を営んでおりますが、休日や空いた時間を利用して二人で耕作していくとのこと。農地については、現在荒れておりますが、開墾して季節の野菜やイモ類を栽培していくとのこと。また、3ページの農地図をご覧いただければわかるかと思いますが、今回申請のあった農地の左隣には、●●●●さんの農地が存在し、今回申請のあった農地と併せて有効的に活用できるかと思っておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。番号2の●●●●さんについては、現在農業を営んでおります。農地についてはロベネットが整備されていて、すでにロベが植えられており、取得後はお母さまと一緒にロベを栽培していくとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。番号3の●●●●さんについては、現在農業を営んでおります。①、②農地については、少し大きくなったロベが植わっております。③農地については、雑木等が生えている状況ですが、いずれの農地も取得後に整備して明日葉を栽培していくとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。番号4の●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地について、①農地については現在雑木等で荒れておりますが、開墾して野菜やイモを植える計画となっております。

②農地については、大きくなったロベがあり、農地取得後は整備し継続してロベを栽培していく計画です。

③農地はついこの前まで野菜やイモを栽培していたということで、きれいに整地されており、取得後は引き続き野菜やイモ類を栽培する計画となっております。

④農地については、大きくなったロベがあり、農地取得後は整備し、ロベを引き続き栽培していく計画です。

⑤農地については、現在雑草が生えて荒れている状態ですが、取得後に整備して野菜を栽培する計画となっております。

⑥農地については、現在アシタバが植えられており、取得後は引き続き明日葉や季節の野菜類を栽培していく計画となっております。

⑦農地については、かなり大きくなってしまったロベがあり、取得後は整備してロベを継続して栽培する計画となります。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。先ほども説明したとおり、番号4⑤、⑥農地においては、今年の7月31日まで利用権設定が結ばれておりますので、審議後の許可が出るとしても、8月1日をもって許可となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1、番号2農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。番号1農地については、事務局からの説明どおり、現在荒れておりますが取得後開墾するということです。また隣に●●●●さんの畑があり効率的な農業が行えると思われます。番号2農地については、ロベネットハウスがあり、その中できれいなロベが栽培されており、すぐにも出荷できると思われます。番号1、2どちらも問題ないかと思われますので、よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。番号1農地について、荒れてはおりますが、取得後は親子二人で耕作していくとのことですので問題ないかと思われます。番号2農地については、譲渡人の姪っ子の子供が譲受人になり親族間の土地の移転になります。農地にはロベがきれいに植えられており、継続してロベを栽培していくとのことですので問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号3農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員、事務局で現地を確認しました。①、②農地については以前ロベを栽培していたように大きなロベが、③農地については雑木等が生えていますが、開墾して明日葉を栽培することですので、問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号3農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 譲渡人の●●●●さんは島外にいて、島に帰ってくる見込みもないということで、縁戚にあた

る●●●●さんへ農地を譲り渡すとの事です。現在農地は荒れておりますが、開墾して耕作していくということで問題ないかと思ひます、よろしくお願ひします。

議長 番号1から番号3農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。

…無いようでしたら、続いて番号4農地について、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思ひますが、本件関係者となる7番農業委員は退出いただきますようお願いいたします。

【7番農業委員 退出】

議長 それでは、番号4農地について、3番推進委員お願ひします。

推委3番 現地を確認し、事務局からの説明どおりで③、⑥農地以外は荒れた状況ですが、開墾すれば問題はないかと思われまひます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号4農地について、13番農業委員お願ひします。

農委13番 譲渡人の●●●●さんは島外にいて、島に帰ってくる見込みもないということで、親戚筋の●●●●さんが譲り受けるとの事です。●●●●さんは認定農業者であり、開墾後耕作すれば問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 番号4農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。

…無いようでしたら第1号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については承認といたします。

事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願ひします。

【7番農業員入室し、自席に着席】

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願ひします。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年7月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 921㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年間10,000円となります。

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 3,382㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 3,248㎡、2筆合計6,630㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、カヌー漁を行っておりますが、漁は年間60日ほどで漁に出ない期間にロベの栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、現在ロベが植えられており、きれいに管理されていて引き続き栽培を行う予定です。

番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、現在遊休化していますが、年度内に未来に残す東京の農地プロジェクトを利用し再生を行い、明日葉を栽培していく計画です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 現地を確認しました。番号1農地に植えられているロベはおそらく利用権を設定する●●●●さんのお父さんが植えたもので、すぐにでも切れまので問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1について、9番農業委員お願いします。

農委9番 利用権を設定する●●●●さんは島外で仕事をされており、すぐに島には戻ってくる見込みは

ありません。事務局からの説明どおり、農地にはすぐに切れるロベがあり、そのロベを中間管理機構から権利設定を受ける●●●●さんが継続して栽培していくというのはけっこうな事だと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、7番推進委員をお願いします。

推委7番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。農地は①、②とも平坦な土地ではありますが、近年手が入っておらず雑木等多い状況となっております。ただ、事務局からも説明があったとおり、補助事業を活用し開墾するとの事ですので問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、12番農業委員をお願いします。

農委12番 利用権を設定する●●●●さんは体調を崩されていて、現在農業はしておらず、利用していない農地をいとこの関係にあたる●●●●さんが利用するという事で問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年7月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 329㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー

売買価格 450,000円、移転の時期 令和5年8月1日、支払方法 現金支払、

支払期限 令和5年7月31日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご

覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地の●●●●さんは、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。番号1農地は買主である●●●●さんの家の隣に位置しており、現在ロベも植えられておりきれいに管理されている状態で、今後ロベの栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員、事務局と現地を確認し、農地にはロベが植えられており、きれいに管理されてきました。取得後も引き続きロベを栽培していくとの事ですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、12番農業委員お願いします。

農委12番 推進委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。推進委員からも説明ありましたが、番号1農地はきれいに管理されており、自宅の隣接地ということで今後も管理しやすく、何も問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号八丈町農業基本構想の改正（案）について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号八丈町農業基本構想の改正（案）について
お配りの資料をご覧ください。農業基本構想は策定後、10年間ごとの全改正、5年間ごとの見直しを行っており前回は平成27年度に平成37年度（令和7年度）を目標年度とした改正を行いました。その後、農業に関する様々な法改正が行われてきましたが、5年間ごとの見直しは実施しておらず、令和7年度が全改正の時期となっております。
ところが、令和4年に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立し、基盤強化法が改正されたことに伴い、農業基本構想の基となる国作成の『基盤強化法』、都作成の『東京都農業振興基本方針』が改正された事により、八丈町が策定する『八丈町基本構想』も見直しする必要があります。

基本構想の変更にあたっては、農業委員会や JA の他、関係者の意見を反映させる為の措置を講じる必要があると基盤強化法で定められており、今回農業委員会総会において意見をお聞きしたく、議案としてあげました。

今年度の改正については、あくまで国や都の法改正に伴う改正点にあわせて変更しており、令和7年末まで八丈町基本構想の全改正を行いたいと考えております。

現在の農業基本構想は第1章から第6章で構成されており、第1章から第3章までが、八丈町の主な構想の部分であります。本日は変更箇所である第3章の部分を審議いただきたいと思っております。

農業委員、推進委員の皆様には八丈町農業基本構想に対する意見についての回答書を配布しておりますので、7月31日までにご意見を提出いただければと思います。

議長 説明が終わりました。議案第4号八丈町農業基本構想の改正（案）について、何か質問や意見等がございますか。

推委7番 資料15ページの新旧対照表の中で、新の方で削除という箇所がありますが、どのような理由で元あった文言が削除されたのでしょうか。

八丈支庁 八丈支庁より説明いたします。
事務局から先ほど説明がありましたが、国作成の『基盤強化法』、都作成の『東京都農業振興基本方針』が改正された事により、八丈町が策定する『八丈町基本構想』も今回見直ししており、大元の法律で文言が削除されたことにより、それに合わせて八丈町基本構想でも文言が削除されております。

事務局長 初めに事務局からも説明したとおり、令和7年度が本来八丈町農業基本構想の全改正の時期ですが、その前に法律が改正されたことに伴う文言等の改正を今回行うという事でご理解いただきたいと思っております。

議長 他に何か質問や意見等がございますか。特にないようでしたら、回答書の締切が今月末とのことでしたので、今月末までに回答書を事務局まで提出をお願いします。